

わがまち特例一覧(西尾市)

(令和6年度)

根拠法令	対象資産	特例の対象となる取得時期	特例適用期間	特例率	対象税目
地方税法 第349条の3第27項	家庭的保育事業の用に供する 家屋及び償却資産			1/2	固定資産税(家屋・償却)
地方税法 第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業の用に供する 家屋及び償却資産			1/2	固定資産税(家屋・償却)
地方税法 第349条の3第29項	事業所内保育児業の用に供する 家屋及び償却資産			1/2	固定資産税(家屋・償却)
地方税法附則 第15条第2項第1号	汚水又は廃液処理施設	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に取得		1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第2項第5号	下水道除害施設	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に取得		4/5	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第22項第1号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 指定避難施設避難用部分	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで の期間内に用に供する資産	指定避難施設として指定 された翌年度から5年度 分	2/3	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第22項第2号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 協定避難施設避難用部分(既存部分)	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで の期間内に用に供する資産	管理協定を締結した翌年 度から5年度分	1/2	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第22項第3号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 協定避難施設避難用部分(予定部分)	平成30年4月1日から 令和9年3月31日まで の期間内に用に供する資産	管理協定を締結後、新た に課税される年度から5 年度分	1/2	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条第23項第1号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 指定避難施設に附属する避難の用に供する 償却資産	指定日以降に取得した資産	新たに課税される年度か ら最大5年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第23項第2号	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する 協定避難施設に附属する避難の用に供する 償却資産	協定締結日以降に取得した資産	管理協定を締結後、新た に課税される年度から最 大5年度分	1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー発電施設(太陽光) ※1000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第1号ロ	再生可能エネルギー発電施設(風力) ※20kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第1号ハ	再生可能エネルギー発電施設(地熱) ※1000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第1号ニ	再生可能エネルギー発電施設(バイオマス) ※10000kw以上、20000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第2号	再生可能エネルギー発電施設(特定バイオマス) ※10,000kw以上、20,000kw未満の認定発電設備のうち、 木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って 生ずる固体のバイオマスを電気に変換するもの	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	6/7	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第3号イ	再生可能エネルギー発電施設(太陽光) ※出力1000kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	3/4	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第3号ロ	再生可能エネルギー発電施設(風力) ※出力20kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	3/4	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第3号ハ	再生可能エネルギー発電施設(水力) ※5000kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	3/4	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第4号イ	再生可能エネルギー発電施設(水力) ※出力5000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第4号ロ	再生可能エネルギー発電施設(地熱) ※出力1000kw以上	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第25項第4号ハ	再生可能エネルギー発電施設(バイオマス) ※出力10000kw未満	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に新たに取得した資産	新たに課税される年度か ら3年度分	1/2	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第28項	浸水防止用設備	平成29年4月1日から 令和8年3月31日まで の間に取得した資産	新たに課税される年度か ら5年度分	2/3	固定資産税(償却)
地方税法附則 第15条第42項	特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能 保全区域の指定を受けた土地	令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に特 定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規 定により指定された貯留機能保全区域内にあ る土地	貯留機能保全区域として 指定された翌年度から3 年度分	3/4	固定資産税(土地)
地方税法附則 第15条の8第2項	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	平成27年4月1日から 令和7年3月31日まで の間に新築された資産	新たに固定資産税が課さ れることになった年度か ら5年度分	2/3	固定資産税(家屋)
地方税法附則 第15条9の3	長寿命化に資する大規模改修工事が行われた マンション	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで の間に行われたマンションの長寿命化に 資する大規模改修工事	工事完了年度の翌年度 分	1/3	固定資産税(家屋)